

講演報酬に関する規定

- 第1条 本学会教育研修会および委員会事業に伴い、講演を依頼した場合の報酬については、別に定めがあるもののほか、本規定の定めるところによるものとする。
- 第2条 講師には、下記の報酬を支払うものとする。
- 2 報酬が支給される講演は、本学会が主催する春期ならびに秋期教育研修会、および委員会が企画し、理事会が承認した事業とし、学術集会開催に関するものはこれを含めない。
 - 3 報酬は、本学会員の場合 30分以上 90分以内の講演に対して 50,000 円を限度とする。また、本学会以外の者の場合、30分以上 90分以内の講演に対して 100,000 円を限度とする。
 - 4 上記金額には、源泉徴収税額を含まないものとする。
- 第3条 源泉徴収および納税は、事務局がこれを行なう。
- 第4条 講演報酬は予め理事あるいは委員会委員長本人が、事務局を通じ会計担当理事に申請し、その許可を受けたものに対して支給する。
- 2 許可願いは FAX でも可とする。
- 附則 1 本規定の変更は理事会において行なう。
- 2 本規定は平成 12 年 5 月 11 日より施行する。
 - 3 本改訂規定は平成 15 年 4 月 20 日より施行する。